

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
その翌日)

告 示

鳥取県告示第百八十二号

西伯郡中山町下甲二百九十番地下中山農業協同組合長理事前野茂樹から申請のあつた農業協同組合が行なう土地改良(寺坂下甲地区農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十三号

東伯郡赤碕町大字赤碕千九百九十七番地一赤碕町農業協同組合長理事前田豊秋から申請のあつた農業協同組合が行なう土地改良(以西地区農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

- 土地改良事業の認可
- 土地の用途廃止
- 鳥取県有料道路大山環状道路の料金を徴収する期間及び時間
- 昭和三十九年四月鳥取県告示第百一十一号の一部改正
- 昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号の一部改正
- 昭和三十九年八月鳥取県告示第百四十四号の一部改正
- 主要農作物種子対策事業補助金交付要綱の廃止
- れんげ原採種事業補助金交付要綱の廃止

鳥取県告示第百八十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年三月十三日から用途廃止した。

昭和四十四年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
米子市河崎字大水路沖三、三二三番地先から	一七一・八七	道路敷
三、三三二ノ二番地先まで	一一九・二五	水路敷
字三柳境沖ノ一二番地先	三二一・〇一	〃
〃 西三柳字三保向ヒ四、五五三ノ一番地先から	二六三・二八	〃
〃 四、五五三ノ二番地先まで	〃	〃
〃 四、五四八ノ一番地先から	〃	〃
〃 四、五五二番地先まで	〃	〃
〃 四、五五二ノ四番地	九二・五二	道路敷

鳥取県告示第百八十五号

鳥取県有料道路大山環状道路の料金を徴収する期間及び時間を次のとおり変更したので告示する。

昭和四十四年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

期 間	時 間
四月一日から	四月一日から六月三十日まで及び 十月一日から十二月二十五日まで
十二月二十五日まで	七月一日から九月三十日まで

午前八時から午後五時三十分まで
午後七時から午後七時まで

鳥取県告示第百八十六号

昭和三十九年四月鳥取県告示第百二十一号(麻の指定について)の一部を次のように改正し、(昭和四十四年四月一日から施行する)。

昭和四十四年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県根雨土木出張所 日野郡日野町大字根雨畦高一四〇の一」を「鳥取県根雨土木出張所 日野郡日野町大字根雨畦高一四〇の一」に改める。

鳥取県尾際治水ダム建設事務所 八頭郡佐治村大字加瀬木一、二八六の一」に改める。

鳥取県告示第百八十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号(鳥取県指定金融機関の名称、位置、出納区域及び取扱事務について)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行鳥取県庁支店 鳥取市東町二丁目」を「株式会社山陰合同銀行鳥取県庁支店 鳥取市東町一丁目」に、「株式会社山陰合同銀行鳥取南支店 鳥取市藪片原町」を「株式会社山陰合同銀行鳥取南支店 鳥取市元町」に改める。

鳥取県告示第百八十八号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号(鳥取県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行若桜橋支店 鳥取市藪片原町」を「株式会社鳥取銀行若桜橋支店 鳥取市元町」に、「株式会社鳥取銀行鳥取駅前支店 鳥取市東品治町」を「株式会社鳥取銀行鳥取駅前支店 鳥取市栄町」に改める。

鳥取県告示第百八十九号

主要農作物種子対策事業補助金交付要綱(昭和三十四年七月鳥取県告示第四百十四号)は、廃止する。

昭和四十四年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百九十号

れんげ原採種事業補助金交付要綱(昭和三十五年十一月鳥取県告示第五百八十九号)は、廃止する。

昭和四十四年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗